

事務負担軽減？  
補助金も？

税負担軽減？

# インボイス制度※、 支援措置があるって本当!?



※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です

本当です！そのための税制改正が行われました！  
令和4年度補正予算で各種補助金も拡充されています！

## 免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減？

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ？

登録申請、4月以降でも大丈夫？

## 既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金？

少額取引はインボイス不要って？

少額な値引き・返品は対応不要？

## 小規模事業者向け

## 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます！

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

**対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要！  
事前の届出も不要！

**事例** 売上700万円(税額70万円) ※サービス業  
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶  
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶  
70万円 - 35万円※ = 35万円  
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります！

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省  
Ministry of Finance, JAPAN

## 小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内  
▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃  
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



## 中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



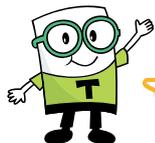
## すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!  
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



## すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで



 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

# インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ ＼ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイト



制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

## インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。
- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています（中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます）

相談受付窓口

よろず支援拠点



### 課税事業者を選択する皆様

#### デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

#### 課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします



詳細は裏面へ

### 免税事業者を維持する皆様

#### 免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口(以下Q&A末尾参照)または下請かけこみ寺にご相談ください

Q&A

下請かけこみ寺



本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します。準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



## <IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

デジタル化基盤導入類型では、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、商流一括インボイス対応類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	商流一括インボイス対応類型（新設）		デジタル化基盤導入類型			
申請者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助率	1/2以内	2/3以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
補助額	～350万円		～50万円 （下限を撤廃）	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
ツール名	受発注ソフト		会計・受発注・決済・ECソフト		PC等	レジ等
対象経費	クラウド利用費（最大2年分）		ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェア更新等保守サポート費含む）			

### [みらデジ] ※IT導入補助金の申請要件です！

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。経営改善のために是非ご活用ください。

みらデジ  
はこちら



現在の公募情報  
はこちら



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（0570-666-376）

## <小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用（税理士等への相談費用を含む）を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せ**します。（最大250万円補助）



申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

( ) 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】

- ・商工会地域の方  
所在地によって異なるため右のQRコード参照
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

